【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の2第1項

 【提出先】
 関東財務局長

 【提出日】
 平成23年6月29日

 【会社名】
 東洋紡績株式会社

 【英訳名】
 TOYOBO CO., LTD.

【本店の所在の場所】 大阪市北区堂島浜二丁目2番8号

【縦覧に供する場所】 東洋紡績株式会社東京支社

(東京都品川区東五反田二丁目10番2号)

東洋紡績株式会社名古屋支社 (名古屋市中区栄三丁目2番3号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所

(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

EDINET提出書類 東洋紡績株式会社(E00525) 確認書

1【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長坂元龍三及び当社最高財務責任者髙橋寛は、当社の第153期(自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2【特記事項】

特記すべき事項はありません。